

長
期
群務第476号
平成11年8月19日

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

国旗及び国歌に関する法律の施行について（通達）

国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）が制定され、8月13日に施行されたところであるが、別添のとおり警察庁次長から依命通達があったので、本法律の制定の要点及び運用上の留意事項を所属職員に周知し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の要点

(1) 国旗（第1条関係）

国旗は、日章旗とされ、その制式が定められた。

(2) 国歌（第2条関係）

国歌は、君が代とされ、その歌詞及び楽曲が定められた。

2 運用上の留意事項

(1) 今後新たに国旗を購入又は調達する場合には、本法律で規定された制式に基づくものとすること。

(2) 開庁日及び祝日においては、各庁舎ごとに国旗を掲揚すること。ただし、交番・駐在所にあっては、祝日に掲揚すること。

(3) 各種行事を開催する場合においては、その内容に即して、国旗を掲揚するとともに国歌の斉唱又は演奏を行うこと。

(4) 上記の点について、所管団体に対しても協力方依頼すること。